

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区竹田中内畑町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）			
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	伏見土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事区間				工区	2
舗装打換え工	m2	1,104	切削オーバーレイ工	m2	1,085
区画線工	式	1			

施 工 理 由

本工事は、老朽化した舗装の補修を行い、道路機能の回復と通行車輛の安全性向上を図るものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年9月	
歩掛適用年月	2025年9月	
基準適用年月	2025年9月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	06:舗装工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
ICT施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
道路土工	残土処理工 (1工区) (夜間施工)	残土等処分	土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む)		m3	4,250	処分費	管理費区分T 夜間プラント使用料を含む
構造物撤去工	運搬処理工 (1工区)	廃プラスチック処分			kg	30	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕			式	1				
道路土工			式	1				
掘削工 (1工区) (夜間施工)			式	1				
掘削		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	100				
残土処理工 (1工区) (夜間施工)			式	1				
土砂等運搬 (機械積込) (設計運搬距離 L=3.5km)		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	100				
残土等処分		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	100				夜間プラント使用 料を含む
舗装工			式	1				
舗装打換え工 (1工区) (夜間施工)			式	1				
舗装版破碎		舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:9cm	m2	1,030				
上層路盤 (1層施工)		路盤材種類:再生粒度調整砕石 RM-30,仕上り厚:100mm	m2	1,030				
基層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格: 再生粗粒度アスコン(20),舗装厚:50mm,平均幅員:3.0m超	m2	1,030				
表層		材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満),材料規格: 再生密粒度アスコン(13),舗装厚:40mm,平均幅員:3.0m超	m2	1,030				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬 （機械積込） （設計運搬距離 L=5.7km）		殻種別：舗装版破碎	m3	92				
殻処分		殻種別：アスファルト殻	m3	92				
舗装打換え工 （2工区）			式	1				
舗装版破碎		舗装版種別：アスファルト舗装版，舗装版厚：17cm	m2	78				
不陸整正		補足材：再生粒度調整砕石 RM-30，厚さ：平均30mm	m2	78				
上層路盤		路盤材種類：路盤材（瀝青安定処理材各種），路盤材規格：再生アスファルト安定処理（25），仕上り厚：80mm	m2	78				
基層 （仮復旧）		材料種類：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：50mm，平均幅員：1.4m以上3.0m以下	m2	78				
表層 （仮復旧）		材料種類：再生粗粒度アスコン（20），舗装厚：40mm，平均幅員：1.4m以上3.0m以下	m2	78				
殻運搬 （機械積込） （設計運搬距離 L=3.9km）		殻種別：舗装版破碎	m3	13				
殻処分		殻種別：アスファルト殻	m3	13				
切削オーバーレイ工 （2工区）			式	1				
切削オーバーレイ （2層切削）		平均切削深さ：7cmを超え12cm以下，舗設層数：二層，アスファルト材料種類（一層）：再生粗粒度アスコン（20），アスファルト材料種類（二層）：再生密粒度アスコン（13）	m2	1,090				
殻運搬（路面切削） （設計運搬距離 L=3.9km）		殻種別：アスファルト殻	m3	98				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分		殻種別:アスファルト殻	m3	98				
区画線工			式	1				
区画線工 (1工区)			式	1				
溶融式区画線 (実線・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	140				
溶融式区画線 (停止線・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	3				
溶融式区画線 (横断歩道・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	30				
溶融式区画線 (ゼブラ・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	29				
溶融式区画線 (文字・白・Tマーク) (15cm換算長:5.4m)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装: 無し	箇所	1				
区画線工 (2工区)			式	1				
溶融式区画線 (実線・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:実線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	63				
溶融式区画線 (破線・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:破線 1 5cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	45				
溶融式区画線 (停止線・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	4				
溶融式区画線 (横断歩道・白)		施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:ゼブラ 45cm,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装:無し	m	49				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 （文字・白・止まれ） （15cm換算長：18.64m）	施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：矢印・ 記号・文字 15cm換算，塗布厚：厚1.5mm，排水性舗装 ：無し	箇所	1				
溶融式区画線 （文字・白・ダイヤモンドマーク） （15cm換算長：16.51m）	施工方法区分：溶融式手動，規格・仕様区分：矢印・ 記号・文字 15cm換算，塗布厚：厚1.5mm，排水性舗装 ：無し	箇所	2				
道路付属施設工		式	1				
道路付属物工 （1工区）		式	1				
車線分離標	車線分離標規格：PC-65NKRW-DS同等品，施工区分： 可変式（穿孔式・1本脚），施工規模：10本未満	本	3				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工 （1工区）		式	1				
舗装版切断	舗装版種別：アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚：15cm 以下	m	36				
構造物取壊し工 （2工区）		式	1				
舗装版切断	舗装版種別：アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚：15cm を超え30cm以下	m	38				
舗装版切断	舗装版種別：アスファルト舗装版，アスファルト舗装版厚：15cm 以下	m	32				
道路付属施設撤去工 （1工区）		式	1				
車線分離標撤去	施工区分：穿孔式（1本脚），施工規模：10本未満	本	3				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工 (1工区)			式	1				
廃プラスチック積込 (人力積込)			kg	5				
廃プラスチック運搬 (人力積込) (設計運搬距離 L=4.0km)			kg	5				
廃プラスチック処分			kg	5				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員 (1工区)		交通誘導警備員B, 昼間	人日	4				
交通誘導警備員 (1工区)		交通誘導警備員B, 夜間	人日	32				
交通誘導警備員 (2工区)		交通誘導警備員B, 昼間	人日	28				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事（竹田緯86号線他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
建設機械運搬費		路面切削機（オイル廃材積込付）2.0m, 片道運搬距離: 9.7km, その他の諸料金の有無:無, 運転中の損料の 有無:無	台	2				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 舗装道補修工事（竹田緯86号線他）

工事場所 京都市伏見区竹田中内畑町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 本工事施工範囲は通学路として使用されているため、工事期間中の安全確保について、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。市道竹田緯86号線、市道伏見西部第二経11号線の通行にあたっては、一般通行車両の妨げとならないよう全作業員に周知を図ること。
- 2 舗装構成及び範囲は変更する場合があることから、着手前には必ず監督職員に確認することとし、舗装工の施工時期については、周辺住民の利用状況に配慮するため、監督職員の指示に従い施工すること。

第2条（施工時間）

1 工区における施工は昼間・夜間とし、昼間の標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。夜間の標準的な作業時間帯は、21時～6時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

2 工区における施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

- (1) 年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	その他道路	12月27日 ～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を 拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般 交通に開放するための工事はこの限りでない。

- 2 前項第3号において、祇園祭が疫病の蔓延その他の事由により中止となった場合は、監督職員の指示に従うものとする。

第4条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
下水管	上下水道局	未	未	—	未
水道管	上下水道局	未	未	—	未
ガス管	大阪ガス	未	未	—	未
通信管	NTT	未	未	—	未

第5条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
1工区	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無
1工区	4名 (交代要員1名含む)	交通誘導警備員B 3名	夜間	有
2工区	4名 (交代要員1名含む)	交通誘導警備員B 3名	昼間	有

- 2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料	
材 料・製 品	備 考
アスファルト合材 （排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む）	「品質管理基準及び規格値」 （区分・項目・方法・頻度）

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
道路土工（掘削工）		掘削工が完了した時。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
舗装打換え工	各層	舗装前（厚さ確認）
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	切削後の状況（切削深さ、切削面のひび割れ、等）

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確 認 方 法・目 的 等
企業者の地下埋設物・橋梁添架物確認	工事によって企業者等の地下埋設物等に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。)
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があることから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立会い、その位置や形状等を確認すること。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。)

第5条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
アスファルト舗装	再生密粒度 As(13) t=40mm	現場密度試験	3 箇所以上	
		温度測定 (初期転圧)	AM 2 回、PM 2 回	随時
アスファルト舗装	再生粗粒度 As(20) t=50mm	現場密度試験	3 箇所以上	
		温度測定 (初期転圧)	AM 2 回、PM 2 回	随時
上層路盤	再生粒度調整碎石(30) t=100mm	現場密度試験	3 箇所以上	
上層路盤	再生アスファルト安定処理(25) t=80mm	現場密度試験	3 箇所以上	
		温度測定 (初期転圧)	AM 2 回、PM 2 回	随時

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 (掘削・夜間) (1工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 5.7 km
廃プラスチック類 (1工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町78	設計運搬距離 L = 4.0 km
アスファルト塊 (掘削・昼間) (2工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 3.9 km
アスファルト塊 (切削・昼間) (2工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 3.9 km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土 (夜間) (1 工区)	(指定地処分) (有) 福田建材 京都府京都市伏見区久我石原町 3-29	設計運搬距離 L = 3.5 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

- (2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の一か月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和7年8月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和7年8月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議により選定できる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更で必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
- 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第3条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び 品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第4条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。
システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。
- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。
なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第5条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

- ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ

ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

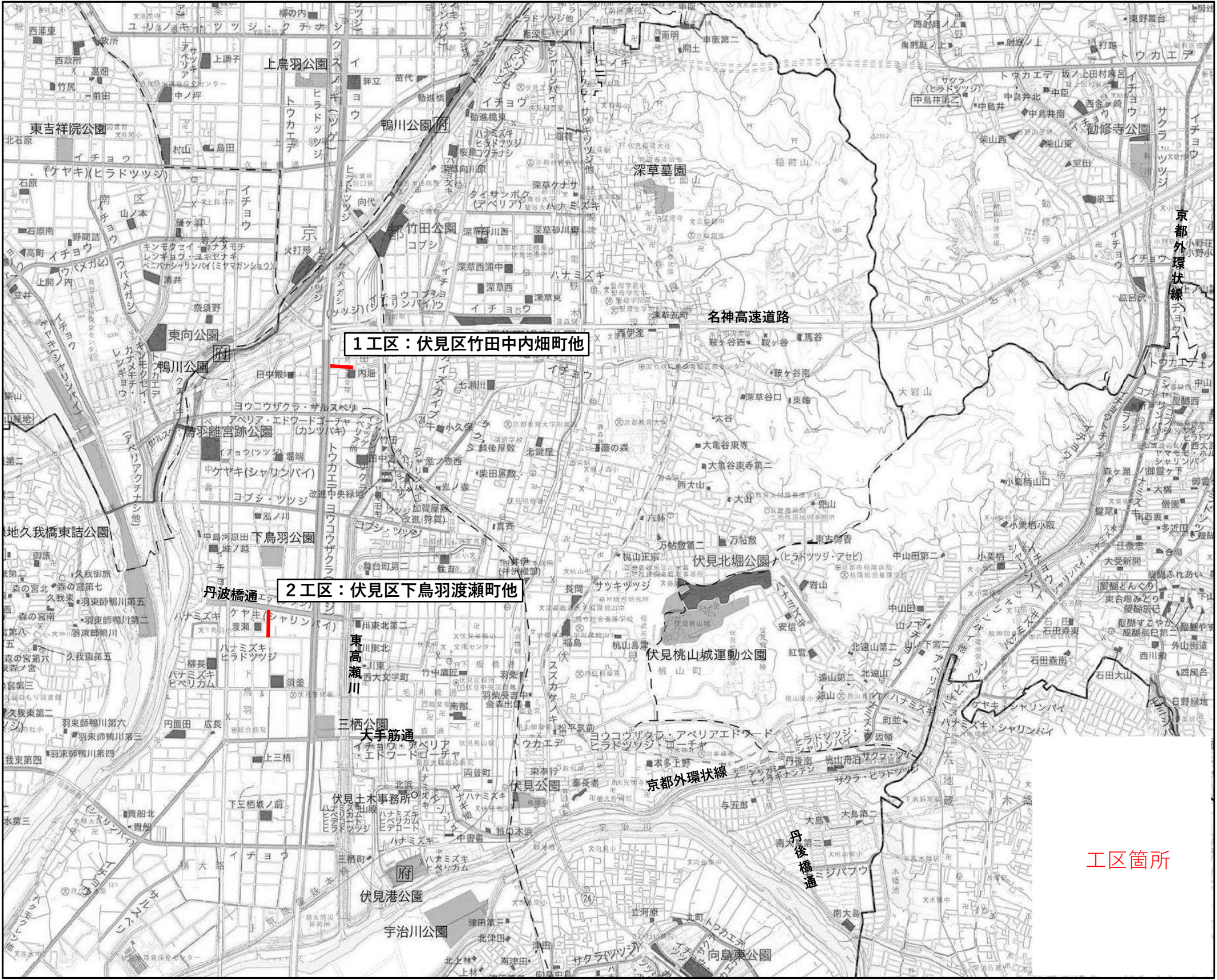
第６条（施工管理）

- 1 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 本工事の施工に先立ち、現場調査、測量を行い、施工実施面積を算出すること。また、本工事施工箇所は企業者等のマンホールがあり、高さ調整が必要になる可能性があるため、受注者は、位置及び高さ等を確認し、高さ調整が必要な場合は書面により速やかに報告すること。
- 3 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後５時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 4 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。
- 5 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 6 通行規制の方法や時間等について、地域の交通状況及び周辺の商業施設に支障をきたさないように関係者と工事調整を十分に図ること。また、保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導員の配置方法等を監督職員と十分協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じなければならない。
- 7 通行規制の解除を行う際は、道路利用者の混乱や交通事故が発生しないよう、通行の支障になる資機材及び工事看板の撤去等の後片付けを行うこととし、交通開放時は段差をすりつける等、安全に十分注意すること。
- 8 工事に従事する全ての工事関係者に工事の方法・通行規制・安全管理等の教育を行い、監督職員及

び受注者の意思を疎通させること。

- 9 受注者は、施工に際して工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 10 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 11 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 12 受注者は、過積載防止についての具体的内容を施工計画書に記載するものとする。また、過積載防止の具体的な取組内容が分かる記録を監督職員に提出すること。
- 13 車道部の施工において、マンホール部分、施工継目等による段差が生じないようにすりつけを行い、平坦性を確保すること。
- 14 工事中における設計図書との相違または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ設計図書に関して監督職員と協議すること。また、構造物の施工において湧水、その他の障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議することとし、それぞれを設計変更の対象とする。
- 15 道路境界杭及び道路境界プレート等を一時撤去する場合もしくは撤去した場合は、道路区域明示図に基づき、座標により管理し、監督職員の指示にしたがって復元すること。また、隣接土地所有者と立会いのうえ撤去し、復元設置すること。また、撤去、復元設置作業の写真は、必ず測定尺を使用し、撮影すること。
- 16 本工事施工区域内の既設京都市建設局測量基準点で、一時撤去が必要になった時は、「京都市建設局測量標管理要項」により、本市指名競争入札参加有資格者名簿による測量業者に移転もしくは原状回復させなければならない。
- 17 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。
なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 18 仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 19 本工事使用の建設機械は日々回送を行い、原則、施工区域内及び周辺に存置してはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 20 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 21 掘削した路盤の処分は土砂として計上しているが、路盤の状態や搬出先の確認等を行い、廃路盤材として処分となる場合は協議により設計変更の対象とする。
- 22 その他については、監督職員の指示に従うこと。

箇所図



工区箇所

工 事 名	舗装道補修工事(竹田緯86号線他)
工 事 箇 所	京都市伏見区竹田中内畑町他 地内